

被爆 80 周年を契機とした 19 の取組の展開

～世界平和を象徴する都市“ヒロシマ”として求められる役割を果たすために～

2025 年 3 月

公益財団法人広島平和文化センター

<目次>

I	基本的な考え方	1
II	6分野・19の取組の推進	
1	核兵器の非人道性に関する発信と国際世論の喚起	
取組 1	T P N W、N P T等における発信	2
取組 2	資料館「核兵器の非人道性とその廃絶の取組に関する展示」	3
取組 3	国連機関などと連携した国際的な啓発	3
取組 4	被爆 80 周年特別国際シンポジウム ヒロシマ平和新書	4
2	国内外の若い世代への平和学習の展開	
取組 5	ヒロシマ平和学習受入プログラム 平和学習の集い	5
取組 6	第 1 回全国こども平和サミット 第 1 回広島こども平和サミット	5
取組 7	一貫した若年ボランティアの育成 (ユース・ピース・ボランティア)	6
取組 8	国際展開できる平和学習教材	6
3	包括的な平和学習と広島修学旅行の促進	
取組 9	資料館「こども向けの平和学習展示」	7
取組 10	平和学習を考える教師の集い	7
取組 11	平和学習モニター校指定制度	8
4	国内基礎自治体に対する支援	
取組 12	平和行政に関する知見の提供	8
取組 13	若い世代の広島への派遣経費助成	9
取組 14	被爆体験伝承者等市外派遣制度	9
5	平和への思いが込められた自主財源の涵養	
取組 15	音声ガイド ミュージアム・ショップ	9
取組 16	市民・企業からの寄附	10
6	事業運営強化に向けたセンター予算の枠組みや執行体制の整備	
取組 17	柔軟で、自律性の高い予算づくり	10
取組 18	平和文化振興部の設置 課の新設・拡充等	10
取組 19	人財としてのセンター職員育成	11

被爆80周年を契機としたセンターの取組展開（全体像）

～世界平和を象徴する都市“ヒロシマ”として求められる役割を果たすために～

課題1 核軍縮の停滞

- 2010年頃から支持を広げた、**人類の生存を保障**するための「人道イニシアティブ」を根拠として、2021年に**核兵器禁止条約**が成立
- 2024年の日本被団協による**ノーベル平和賞受賞**は、この流れの中での**被爆者の貢献**を大きく評価するもの
- 一方で、現在、ウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の悪化で、核軍縮が停滞し、**核兵器使用の危険性**がかつてないほど高まっている

対応1 核兵器の非人道性と核廃絶に向けた国際世論の喚起

- 国際社会は、あらゆる核軍縮の根拠として、**核兵器の非人道性を議論の中心**に据えるべき
- その際、**広島・長崎の被爆体験**は、正に壊滅的な非人道性を証明するもの（面的壊滅性、放射線後障害など）として、ますます重要
- また、難しい国際情勢の中、**市民目線で平和に取り組む都市**に対する国際社会の期待は高まっている

<主要な取組>

T P N W、N P T 等における発信

資料館「核兵器の非人道性と
その廃絶の取組に関する展示」

国連機関などと連携した国際的な
啓発

被爆80周年特別国際シンポジウム
ヒロシマ平和新書

課題2 全国の被爆者・戦争体験者の高齢化

- これまで**強く平和を求めてきた世代の高齢化**により、全国の市民社会で平和文化の維持が難しくなるおそれ

対応2 若い世代への平和学習の推進

- 「若い世代への平和学習」が、全国的に、**基礎自治体の行政上取り組むべき事柄**として進められる出発点に
- 特に、**被爆地や各地の戦跡での学習**は、平和の貴重さを知る転換点となるもの
- また、平和首長会議海外加盟都市等と連携し、平和学習の**国際的展開**を目指す

<主要な取組>

資料館「こども向けの平和学習展
示」

ヒロシマ平和学習受入プログラム
平和学習の集い

第1回全国こども平和サミット
第1回広島こども平和サミット

平和学習を考える教師の集い
平和学習モニター校指定制度

一貫した若年ボランティアの育成
(ユース・ピース・ボランティア)

国際展開できる平和学習教材

上記の取組の**持続可能性を確保**

対応3 事業執行力の強化

- 国内**基礎自治体に対する支援**を充実
- センターの**自主財源**を涵養
- センターの**予算や執行体制**を整備

<主要な取組>

平和行政に関する知見の提供

若い世代の広島への派遣経費助成

被爆体験伝承者等市外派遣制度

平和への思いが込められた自主
財源の涵養

柔軟で、自律性の高い予算づくり

平和文化振興部の設置
人材としてのセンター職員育成

被爆 80 周年を契機とした 19 の取組の展開

～世界平和を象徴する都市“ヒロシマ”として求められる役割を果たすために～

I 基本的な考え方

被爆 80 周年を迎える 2025 年度は、これまでの歩みを振り返り、今後 10 年間のあり方を構想する、節目となる年です。

その前提となる、直面する主な課題としては、第一に、国際情勢が緊迫化の中で、核軍縮の動きが停滞していること、第二に、これまで重要な役割を担ってきた全国の被爆者や戦争体験者が非常に高齢化していることの二つを挙げることができます。

まず、第一の課題です。

2010 年頃から、核兵器の壊滅的な非人道性を念頭に、人類の生存を保障するために核廃絶を目指す「人道イニシアチブ」の考え方が、数多くの国の支持を得、国際的に幅広く主張されるようになっていきます。2013 年からの 3 回にわたる「核兵器の人道的影響に関する国際会議」での議論・検証を経て、被爆 70 周年に当たる 2015 年、核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議の最終報告に「人道イニシアチブ」を幅広く盛り込むことが進められましたが、合意には至りませんでした。しかし、このような議論の枠組みの変化は、2021 年、この非人道性を根拠に据えた、核兵器禁止条約（TPNW）の成立につながりました。そして、この大きな流れの中での被爆者の貢献は、2024 年の日本被団協によるノーベル平和賞受賞という形で高く評価されています。

これに対し、現在、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の悪化により、核兵器が使用される危険性はかつてないほど高まっています。このような状況にあるからこそ、国際社会は、「人道イニシアチブ」の考え方に立ち返って、TPNWはもとより、NPTをはじめとしたあらゆる核軍縮の明確な根拠として、核兵器の非人道性を議論の中心に据えていかなければなりません。

その際、広島・長崎の被爆体験は、正に核兵器の壊滅的な非人道性を証明するもの（熱線・爆風・放射線による面的壊滅性、続いていく放射線後障害など）となりますので、世界中の市民にその事実を知ってもらう必要性は、ますます高まっているといえます。なぜなら、それを現実のものとして認識することを通じた国際世論のさらなる高まりは、世界の為政者に核兵器廃絶の緊要性を意識させる、力強い基盤となるからです。

次に、第二の課題です。

全国各地域で被爆者や戦争体験者が非常に高齢となる中、市民社会が、これからも、平和への希求という理想を掲げ続け、平和文化を振興する基盤として、若い世代の平和意識を高めていくことが、共通する喫緊の課題として浮かび上がっています。なぜなら、市民意識の向上に伴い市民社会の平和文化は高まりますが、一方で、これまで強く平和を求めてきた世代の高齢化は負の循環を生み、平和文化の維持自体が難しくなるおそれがあるからです。

このような事情を背景に、全国の基礎自治体は、「若い世代への平和学習」を推進することについて、1月の平和首長会議国内加盟都市会議総会、それに先立って昨年11月の指定都市市長会で、申合せを行いました。これは、従来取組が個別に行われてい

たのに対して、各基礎自治体の積極的な参画の下、また、国の補助を受けた助成制度の創設も相まって、推進のための全国的な制度・枠組みが整備されたことを意味します。このような枠組みづくりは、若い世代への平和学習が、全国的に、基礎自治体の行政上取組むべき事柄として進められる出発点となるものであり、被爆・戦後 80 周年を機に受け継がれる重要な営みとしても位置付けることができます。

その中で、特に、被爆地や各地の戦跡での平和学習は、平和の対極にある原爆被害や戦争を現実のものとして感じ取ることで、平和な生活が実は当たり前ではなく、貴重なものであるとの認識変容につながり、それが大きな転換点となって、平和意識を高め、行動する契機となることが明らかになっています。

さらに、国際的にも、この次世代による承継の重要性は、先ほどのノーベル平和賞受賞理由の中でも言及されていますし、また、平和首長会議海外加盟都市からも幅広く支持されています。

なお、国内外の自治体が主体的に平和活動を進めている理由は、市民に最も身近な存在として、その安全に一義的な責任を負っており、また、戦争による人的・物的損害を直接被り、その記憶と、平和を大切に思う気持ちとを継承していくのは市民社会である点に求めることができます。特に、国際情勢が難しくなる中、人類の安全保障の観点から、市民目線で平和に取り組む自治体に対する国際社会の期待は、ますます高まっています。

センターとしては、被爆 80 周年を契機として、これらの課題に対処するため、以下のとおり、核兵器廃絶に向けた国際世論の喚起と国内外の若い世代への平和学習を、強力に進めます。

これらの実践を通して、平和を願う「ヒロシマの心」を伝えていくことは、世界平和がなくてはならないことを被爆体験を通じて象徴している都市である“ヒロシマ”としての役割を果たすことにつながります。

あわせて、事業執行力を強化し、かつ、取組の持続可能性を高めるため、国内基礎自治体に対する支援の充実に加え、センターにおいては、平和への思いが込められた自主財源の涵養を図りつつ、予算の枠組みや執行体制の整備を進めます。

具体的には、2025 年度、以下の 6 分野・19 の主要な取組を推進し、2026 年度以降の展開につなげていきます。

II 6 分野・19 の取組の推進

1 核兵器の非人道性に関する発信と国際世論の喚起

取組 1 TPNW、NPT 等における発信

国際連合経済社会理事会登録 NGO である平和首長会議は、会合で行うスピーチに加え、国連、日本政府、核保有国、TPNW 推進国、国際 NGO などとの意見交換を通じて、核兵器の廃絶とともに、その根拠となる核兵器の非人道性を強く訴え、また、平和首長会議加盟都市のさらなる拡大や、世界各地での、原爆・平和写真ポス

ター展、「こどもたちによる“平和なまち” 絵画展」の開催などへの協力を呼びかけます。

また、サイドイベントでは、国際NGO、大学等とも連携して、平和を求める若い世代の声を伝えるとともに、市民社会の立場から平和に取り組む都市の主張を発信するなど、会議への働きかけを行います。さらに、会議参加者に対し、こどもたちの平和への願いが込められた絵画展やVR映像等を通じ、分かりやすい形で、被爆の実相と平和への思いを訴えます。

加えて、NPT再検討会議に、次世代を担う「平和首長会議ユース」を派遣し、国連などに働きかけるとともに、世界の若い世代との討議等を通じた平和人材の育成を進めます。

- ・第11回NPT再検討会議第3回準備委員会への出席（事業計画書P14）
- ・核兵器禁止条約推進国との協議【新規】（事業計画書P15）
- ・NPT再検討会議等への平和首長会議ユース派遣事業（事業計画書P15）

取組2 資料館「核兵器の非人道性とその廃絶の取組に関する展示」

TPNWの成立に対して、核保有国等は依然として核抑止を正当化している中、被爆の実相が明確に示している核兵器の非人道性に関する認識を、あらゆる核軍縮の根拠として、国内外で一層高めていくことが必要なため、来年2月を目途に、東館1階のリニューアルに取組み、「核兵器の非人道性とその廃絶の取組に関する展示」を整備します。

具体的には、資料館の常設展示を補完し、総括するものとして、資料館展示の最後の部分に、被爆者の証言映像や象徴的な写真等を用いて、①核兵器使用が人類の破滅につながりかねないという事実、②「人道イニシアチブ」の形成期からTPNW成立までとそれに対する被爆者の貢献、成立以降の現下の動向、③平和を希求する平和首長会議の動向など核兵器廃絶に向けた取組の最新の情報を展示します。

これにより、国内外の多くの来館者が、核兵器廃絶と平和の実現を願う「ヒロシマの心」に共感して、資料館を後にしていただくことを期待します。

- ・核兵器の非人道性とその廃絶の取組に関する展示の整備【新規】（事業計画書P19）

取組3 国連機関などと連携した国際的な啓発

平和に向けた国際世論を喚起していくためには、国連機関などと連携した啓発を強化することが効果的であると考えます。

本年1月、ニューヨーク国連本部で「こどもたちによる“平和なまち” 絵画展」を開催しました。これを皮切りに、7・8月にも国連本部で、一般見学者を対象を広げた絵画展を開催するとともに、国連大学（東京都渋谷区）においてヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスター展を開催します。

また、5月には、ヒロシマ平和研究教育機構と連携し、国連軍縮研究所（UNIDIR）所長を招いた研究交流会を開催します。

さらに、オーストラリア・パース市、米国・ホノルル市で原爆・平和展を開催す

るとともに、ポスター展・絵画展のさらなる拡大実施に努めます。

このような連携を基礎としつつ、さらなる国連機関等との協力関係構築を模索しながら、国際的な啓発を積極的に進めます。

- ・国連大学でのヒロシマ・ナガサキ原爆・平和写真ポスター展の開催【新規】（事業計画書P3）
- ・ヒロシマ平和研究教育機構の運営（事業計画書P13）
- ・次代を担う青少年を中心とした市民の平和意識の啓発（事業計画書P14）

取組4 被爆80周年特別国際シンポジウム ヒロシマ平和新書

T P N W 成立後、核兵器使用の人的影響に関する論調がやや弱まり、T P N W に加入していない核保有国等は、これまで反論が難しかった人道の議論を回避しやすくなっているとの指摘があります。これに対し、これまで人道の議論が国際的に強い説得力を持ってきた経緯を考えると、核軍縮の促進に向け、今再度、人道の議論に焦点を当てる必要があるものと考えます。

このような中、8月6日の広島平和記念式典後、資料館メモリアルホールで、「人道イニシアチブ」をテーマに被爆80周年特別国際シンポジウムを開催し、オンライン放映を含めて、国内外に力強く訴えます。

内容としては、被爆者セッションで原爆被害の壊滅的な非人道性を明らかにしたうえで、国際社会として「人道イニシアチブ」を進めていくに当たって、ヒロシマが果たすべき役割等について討議を行います。

また、国内外の多くの方に「人道イニシアチブ」への認識を深めていただくため、シンポジウムの内容も参考として、「ヒロシマ平和新書（日本語版3000部・英語版2000部）」を作成します。

<被爆80周年特別国際シンポジウムの概要>

- 被爆者セッション
コーディネーター ファンデルドゥース・ルリ（広島大学平和センター准教授）
証言被爆者 今後決定
- パネル・ディスカッション
コーディネーター 中村 桂子（長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）准教授）
討議参加者 中満 泉（国連事務次長・軍縮担当上級代表）
アレクサンダー・クメント（オーストリア外務省軍縮局長）
メリッサ・パーク（ICAN事務局長）
黒澤 満（大阪大学名誉教授）
谷 史郎（センター副理事長）

- ・被爆80周年特別国際シンポジウムの開催【新規】（事業計画書P11）
- ・ヒロシマ平和新書の作成【新規】（事業計画書P11）

2 国内外の若い世代への平和学習の展開

取組5 ヒロシマ平和学習受入プログラム 平和学習の集い

この受入プログラムは、国内での若い世代の平和リーダー育成、基礎自治体における平和文化の基礎づくりを目的として、8月6日の式典に派遣される中学生等に対して、平和学習に資するプログラムを提供するものです。純計で全国26都道府県100基礎自治体、1,751人（こども1,302人、職員等449人）と、大幅に参加の輪が広がった形での開催を予定しています。

プログラムのうち、「平和学習の集い」については、70基礎自治体、1,188人（こども891人、職員等297人）と、前年度の5倍を超える申込をいただいております（2025年2月現在）、8月5日から7日までの3日間、実施規模を7会場に拡大して、開催します。

内容は、被爆者の講話の後、時間をかけた集団討議を実施するもので、他地域の同世代の生徒と意見交換を行い、相互の考え方を知る貴重な機会となります。

また、全国基礎自治体が若い世代をこのプログラムに派遣する経費に対し、国の財政支援を得て、その3分の1を補助するほか、宿泊場所の確保に関しても支援します。

加えて、平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワークが8月下旬に広島派遣を予定している「多摩地域平和ユース」の活動を支援します。

- ・平和学習の集いの開催【拡充】（事業計画書P5）
- ・若い世代による被爆地での平和学習に対する支援【新規】（事業計画書P6）
- ・国内に向けた平和推進事業の企画・実施等【新規】（事業計画書P10）

取組6 第1回全国こども平和サミット 第1回広島こども平和サミット

「ヒロシマ平和学習受入プログラム」の一つである「第1回全国こども平和サミット」は、全国から参加するこどもたちが、平和への思いを共有し、その思いを「平和の種」として各地域に持ち帰ってもらうことを目的とし、被爆80周年を機に、内容を充実し、また、名称も変更して、8月6日の式典後、国際会議場フェニックス・ホールで開催します。

内容は、こどもたち自らの平和への取組発表を中心としつつ、被爆者による講話、原爆詩の朗読、大画面によるVR視聴などの参加者全員による共通体験も充実し、こどもたちの行動を後押しすることを目指します。現在、59基礎自治体、989人（こども723人、職員等266人）の申込をいただいております（2025年2月現在）。

また、「第1回広島こども平和サミット」は、市の平和文化月間の主要行事として、市内の小・中・高校の参加を得て、各校に「平和の種」を持ち帰ってもらい、こどもたちの平和への行動を後押しすることを目的とし、国際会議場フェニックス・ホールで開催します。内容も、全国サミットと同様、こどもたち自らの取組発表と共通体験を考えています。

- ・被爆80周年 第1回全国こども平和サミットの開催【拡充】（事業計画書P5）
- ・被爆80周年 第1回広島こども平和サミットの開催【新規】（事業計画書P6）

取組7 一貫した若年ボランティアの育成（ユース・ピース・ボランティア）

国内外の若い世代を受け入れ、自ら平和を発信することは、広島の子どもたちにとっても貴重な平和学習になります。このため、市教育委員会とも連携し、このような若年ボランティア活動について、量・質ともに高めます。また、この活動を通して、広島の子どもが、成人してからも平和に関心を持ち続けてもらいたいですし、さらには、その中から、国際関係、国・地方行政、言論、教育など、各界で活躍する平和人材が輩出していくことも期待したいと思います。

具体的には、若年ボランティアについて、中学生から始まり、高校生、大学生、社会人と連続した活動が可能となるよう、活動目的と研修内容を整理します。その上で、すべての若年ボランティアを「ユース・ピース・ボランティア」に統合し、活動の一貫性を確保します。

まず、中・高校生は、「平和学習の集い」の拡大実施に伴い、市教育委員会・各学校を通じ、380人程度の参加を募ります。これらのボランティアに対しては、被爆の実相や、討議の進行の手法等の研修を実施します。

また、高・大学生は、100人規模で、各種事業で広島を訪れる外国人団体との討議やガイド、平和記念公園での外国人に対するガイドなどを担当してもらいます。また、英語力強化に向け、ボランティアに対する質の高い英会話研修を試行します。

さらに、大学生については、国内外の専門性の高いグループとの討議が可能となるよう、核軍縮や国際関係論などの専門知識を学ぶコースを設定します。また、これらの大学生には、広島で平和を大切に思う子どもたちが模範とすべき人材像となることも期待します。

- ・ユース・ピース・ボランティア事業【拡充】（事業計画書P7）
- ・広島平和文化センター・ボランティアスタッフ活動支援事業【拡充】（事業計画書P8）
- ・若者による「ヒロシマの心」の発信【拡充】（事業計画書P8）

取組8 国際展開できる平和学習教材

平和首長会議海外リーダー都市の多くは、若い世代への働きかけを非常に重視しており、平和首長会議が全体として平和学習を進めることが有用であるとの意見を表しています。

このような国際展開に当たり、動画、アニメなど、若い世代が利用しやすく、関心を引く内容がのぞましいとの声が強かったことを踏まえ、国外の加盟都市が活用可能な新たな手法として、多言語による、映像等を用いた平和学習用教材の開発を、試行的に進めます。

検討に当たっては、センターに設置する、教育関係者からなる平和学習プロジェクト・チームで内容を吟味し、また、海外リーダー都市等の協力も得ながら、内容の充実を図ります。

- ・国際的平和学習用教材の開発【新規】（事業計画書P7）
- ・平和学習プロジェクト・チームの運営【新規】（事業計画書P9）

3 包括的な平和学習と広島修学旅行の促進

取組9 資料館「こども向けの平和学習展示」

2028年度を目途に、こどもたちの発達段階を踏まえ、平和学習としての効果を高めることを目指した展示や学習の場所を、東館地下1階に整備します。

具体的展示内容は、これから展示検討委員会で議論いただきますが、こどもたちやその家族を中心に据えつつ、戦時下の日常から、被爆体験、そして戦後の歩み・後障害といった時間の流れに沿って、また、象徴的な資料の複製品も活用しながら、同年代のこどもとして共感できる展示、理解しやすい展示、こどもの感受性に配慮した展示となるよう検討します。また、本川小学校・袋町小学校平和資料館の展示整備・ネットワーク化も検討します。

なお、今回の整備により、課題となっている資料館の混雑対策にも資するよう、工夫を図ってまいります。

- ・こども向けの平和学習展示の整備【新規】（事業計画書P19）

取組10 平和学習を考える教師の集い

若い世代の平和学習として、平和リーダー育成のための「ヒロシマ平和学習受入プログラム」と車の両輪となるのが、学校ごとにすべての児童・生徒が参加する、広島修学旅行です。

広島修学旅行は、日々の各学校での、いのち、人権、環境、平和などを包括する、多彩な学びを集大成するもので、全体として、こどもたちの「生きる力」、主体性を育むことが目的とされています。すなわち、一人一人のこどもが、これからの不確実性の高い時代を生き抜いていく上で、用意された答えではない、自分なりの結論を導く思考力を身につける、大切な学びにつながるものです。

この広島修学旅行を目標に据えた平和学習は、西日本においては、各学校での事前・事後学習を含めて広く定着しており、大きな成果を上げています。実施校の教師からは、「日本中のこどもたちに、10代が終わるまでに、一度は被爆地を訪れ、心を震わせる機会を作ってあげてほしい。」との声もあがっています。

各学校で平和学習を始めるに当たって、指導的役割を担うのは教師です。このため、広島修学旅行の実施割合が相対的に高くない地域の教師と認識を共有し、平和学習の取組を全国に広めて行くことを目的とし、東京都及び関東5県（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉）の公立中学校教師等50人程度の参加を得て、広島で「平和学習を考える教師の集い」を2回開催します。参加教師の広島までの交通費・宿泊費は、各地域での平和学習に資するという観点から、センターが負担します。

内容としては、教師間で、広島修学旅行を目標に据えた、包括的な平和学習の事例発表と討議を行うとともに、広島での様々な平和学習プログラムを実際に体験するなど、各学校における今後の平和学習の展開に活かせるものになりたいと考えています。

- ・「平和学習を考える教師の集い」開催事業【新規】（事業計画書P6）

取組 11 平和学習モニター校指定制度

この指定制度は、①包括的な平和学習の実施と、その集大成として、修学旅行先の広島への変更を後押しすること、②平和学習の効果を、地域で広く発信・共有してもらうこと、③モニター校の評価を踏まえ、広島での平和学習プログラムを改善することの3つを目的とするものです。

対象は、広島修学旅行の実施割合等を考慮し、「平和学習を考える教師の集い」と同様、東京都及び関東5県の公立中学校で、年20校程度、全体規模は、5年間で100校程度とし、指定制度の運用を通じた平和学習に関する知見の蓄積を進めます。

モニター校には、初回であることを要件に、広島修学旅行、事前・事後学習を実施するとともに、評価等のためのアンケート調査や地域での発信に協力いただきます。このため、指定期間は3年度間を原則としますが、制度を開始する2025年度は、専門的な知見の早期蓄積の観点から、前年度までに充実した平和学習を実施したうえで、初めて広島を訪れる中学校についても、指定対象にしたいと考えています。

また、モニター校に対する支援としては、他校における先行事例の提供や被爆体験伝承者の派遣などの「事前学習に対する支援」や、学校間交流の調整、平和記念公園でのVR体験などの「広島での平和学習の支援」を行うほか、動機付けとして、生徒1人当たり3,000円の助成金を支給します。

・平和学習モニター校指定制度【新規】（事業計画書P7）

4 国内基礎自治体に対する支援

取組 12 平和行政に関する知見の提供

国内基礎自治体の多くが、平和行政推進上の課題として、「知見が不十分であること」、「財源が不足していること」を挙げています。

このうち知見に関しては、昨年度オンライン研修を初めて開催し、209基礎自治体229人の参加（基礎自治体参加率12%）を得ました。参加者からは、「被爆者のお話など、戦争の悲惨さや平和の大切さを強く感じる、非常に有意義な研修だった。」、「内容が充実しており、今後の事業展開へのヒントが沢山見つかった。」、「他都市の取組は特に参考になった。」、「オンラインは、参加しやすく、また、複数の職員が同時に学べる。」といった評価をいただいています。

このような評価等も踏まえ、センターが取組んでいる事業に関する状況報告や、共通課題に関する基礎自治体間の意見交換などを充実し、平和行政の推進に資する基礎自治体への知見の提供をさらに進めます。

・国内に向けた平和推進事業の企画・実施等【新規】（事業計画書P10）

取組 13 若い世代の広島への派遣経費助成

国内基礎自治体からは、「財源不足」の課題の一環として、「被爆地での学習は何より効果的ではあるが、予算確保が難しいので、派遣費用に対する財政支援をお願いしたい。」という声が多く上がっていました。

このため、上述のとおり、全国の基礎自治体が、若い世代の平和リーダーを式典に派遣し、あわせて「平和学習の集い」に参加することで、被爆体験の後代への継承と、平和意識の向上（平和文化の基盤づくり）を図ることを目的として、国の財政支援を得て、基礎自治体の派遣経費に対する広島市の補助制度を創設します。

具体的には、広島までの交通費・宿泊料の3分の1を補助することとし、対象上限は、基礎自治体ごとに、小・中・高校生等10人、引率者1人（引率者に教員が含まれる場合は2人）とします。

- ・若い世代による被爆地での平和学習に対する支援【新規】（事業計画書P6）

取組 14 被爆体験伝承者等市外派遣制度

これまで各基礎自治体で講話等を行ってきた被爆者や戦争体験者は高齢化し、講話等の存続自体が難しくなっています。また、若い世代の被爆地への派遣や修学旅行が前向きに進められる中、事前学習の実施が課題となります。

これらの課題に対して有用な、被爆体験伝承者等の市外派遣制度については、従来認知度があまり高くありませんでしたが、センターとして、伝承者等は公的に養成された者であり、また、派遣経費は全て国費で賄われることなどをPRした結果、多くの活用意向が寄せられ、実績も急速に上がりつつあります。

今後とも、必要な国費の確保に努めながら、各基礎自治体・学校が積極的に制度を活用できるよう、PRと環境整備を進めます。

- ・被爆体験伝承者等派遣・語学研修（事業計画書P18）

5 平和への思いが込められた自主財源の涵養

取組 15 音声ガイド ミュージアム・ショップ

音声ガイドやミュージアム・ショップは、いずれも来館者の平和への思いの深化を促すものです。このため、その思いを高めるとともに、自主財源としても涵養を進めます。

音声ガイドは、展示物を詳しく解説し、被爆の実相への理解を深める役割を果たします。来年2月を目途に、スマートフォンでのアプリ化を進め、利便性向上とともに、説明内容の充実を図ります。その際、開発・運営コストの回収と平和財源確保の観点から、使用料を500円（現行400円）に改定します。

また、ミュージアム・ショップは、展示観覧を終えた後、それぞれが平和への思いを抱きながら、展示に関する書籍・写真や平和に因んだ様々な物品を購入でき

る場所です。これらの購入品は、日常生活に戻った時にも平和を思い起こすきっかけとなるなど、資料館の展示と一体となって、平和への関心を定着・向上させる上で大切な役割を持っています。このため、ミュージアム・ショップについて、その機能を十分に果たすことができるよう、さらなる拡充を検討します。

- ・広島平和記念資料館での収益事業（事業計画書 P26）

取組 16 市民・企業からの寄附

センターへの寄附金は、国内外の市民・企業の平和への願いが込められた貴重な財源ですので、センターの平和事業に有効に活用することで、その思いに応えていきたいと考えます。

今回、新たに「被爆 80 周年 平和文化振興基金」を設置し、これまでいただいた寄附金に加え、平和を大切に思う幅広い市民・企業に対し、センターの取組内容を説明したうえで、寄附をお願いし、それらを積み立てることにより、これからの事業展開を持続可能なものとしていきます。

その一環として、資料館に新たに設ける「核兵器の非人道性とその廃絶の取組に関する展示」の最後に、何に活用するのかを明示した寄附箱を設置し、センターが行う平和文化や平和学習の普及・啓発などに賛同をいただいた来館者からの寄附を募ります。

6 事業運営強化に向けたセンター予算の枠組みや執行体制の整備

取組 17 柔軟で、自律性の高い予算づくり

自主財源の確保を最大限進めながら、必要とされる平和事業に柔軟に対応できるよう、自律性の高い予算づくりを進めます。

すなわち、センターの平和事業は、原則センターが企画・執行権限を有する固有事業とし、自主財源を充当します。これに伴い、広島市からの受託事業は、広島市が本来事業主体であって、センターも密接に関係する、特定の受託事業（*）となります。

（*）「特定の受託事業」の類型

- ① 市が国庫補助金等を受けて実施する事業（被爆体験講話、若い世代の派遣補助等）
- ② 市と長崎市の共同実施に関する事業（原爆・平和展、平和首長会議の運営等）
- ③ 市の指定管理に関する事業（資料館の混雑対策、展示整備）

取組 18 平和文化振興部の設置 課の新設・拡充等

上述の取組を的確に進めるため、それぞれの取組についてどの組織が対応責任を負うかを明確に分担することに加え、センター全体としての目標達成に向けて、総合力をいかに発揮できるよう、統括組織に各種取組を束ねる総合調整権限

を付与することによって、政策企画能力の深化と執行管理能力の強化を図ります。

具体的には、職員定数を140人（対前年度8人増）に拡大し、平和文化振興部を設置するとともに、以下のとおり、3つの課の新設と、3つの課の拡充を図ります。

<新 設>

組 織	主な課題等
平和文化振興部 平和文化企画課	全体企画・調整（統括機能）、一貫した若年ボランティアの育成、平和文化振興、国内基礎自治体支援
平和文化振興部 平和学習課	ヒロシマ平和学習受入プログラム、広島修学旅行、国際展開できる平和学習教材
資料館 運営企画課	資料館の混雑対策、自主財源の涵養

<拡 充>

組 織	主な課題等
経営管理部 経営管理課	センター全体の自主運営能力強化（統括機能）
国際部 平和首長会議・国際政策課	海外原爆・平和ポスター展、海外からの研修生等の受入
資料館 学芸展示課	核兵器の非人道性等に関する展示、こども向けの平和学習展示

取組 19 人財としてのセンター職員育成

組織の総合力を高めるためには、全体目標を定め、各スタッフが職務を分担・遂行する体制の構築が欠かせません。

その運用上重要な役目を担うのが、目標設定・職務分担・進捗管理といった、組織運営を司る、組織のラインとなる職（部・課長、課長補佐・係長など）です。この要となる職が機能することで、組織全体としての力は大きく高まります。

このため、センター組織を支える職員について、組織のラインとなる職への昇進が円滑に行われ、その役割をしっかりと果たすことができるよう、キャリア・マネジメントを充実し、人財としての育成を進めます。

その一環として、先輩職員による助言など職場研修の強化に加え、広島市の組織運営能力の向上等に関する研修に積極的に参加します。また、業務上必要な英会話能力の向上を目指し、センターが受講料の一部を助成する「英会話研修受講促進制度」を設けます。